



オレンジ通信

<http://bkan-hokuriku.info/>

連絡先 富山 076-423-2466 富山中央法律事務所／金沢 076-221-4111 金沢合同法律事務所／福井 0776-30-1371 泉法律事務所

全国B型肝炎訴訟北陸原告団・弁護団
〒920-0931 石川県金沢市兼六元町 9-40
金沢合同法律事務所
発行日：2016年2月1日 第5号

本年もどうぞよろしくお願ひいたします【原告団代表あいさつ】

昨年に本紙第1号が発行されてから1年が経過致しました。

このオレンジ通信は、原告の方を中心に、支援者等を含め、幅広くお送りさせて頂いており、内容も北陸での活動だけでなく、全国の活動も随時報告をさせて頂いております。私たちは、訴訟に関することだけでなく、全国約2万人の原告の仲間の力を背景に、より良く生きていく為に必要な活動を行い、実際に成果を上げています。このような活動は、1人では絶対に出来ません。

今年も医療費助成、新薬開発等に向けた活動を行い、また、偏見のない社会や再発防止を目指して、医学部の学生を主な対象として、患者講義を開催する予定です。和解が成立したみなさまは、国と原告団・弁護団との基本合意に基づいて和解が成立しています。この基本合意に至るまでにも、23年間にも及ぶ地道な活動の歴史があります。是非とも引き続き、原告団・弁護団活動へのご理解とご協力をお願い致します。

私ごとですが、初老となりました。子供は笑いながら「初老！初老！」と言って祝ってくれました。

「四十にして惑わず。」四十歳になって、道理も明らかになり自分の生き方に迷いがなくなったということ。しかし、まだまだ、自分の生き方には自信はなく、これから生き方を見つけている最中で、皆様のおかげで勉強させて頂いている段階です。

まずは、育ち盛りの子供達にしっかりと食べさせてあげる事を優先に、今年も全力で働き、活動を行います！

皆様も、一日一日、生きている幸せを感じていけるよう願っております。

北陸原告団代表 川上ゆきえ



富山地裁での訴訟を始めます



北陸弁護団では北陸三県の原告のみなさまの訴訟については、金沢地裁にまとめて行っています。B型肝炎訴訟は、専門的知識や経験が要求される訴訟であるため、弁護団が一丸となって統一的な訴訟対応を行う必要があったからです。全国的にも、これまでには、一つの弁護団につき、その地域の主要な一つの地裁で訴訟を行うのが主流でした。

ですが、北陸で初めてB型肝炎訴訟を提訴してから6年、基本合意が成立してから4年が経過した現在、各地の弁護士も十分な力量をつけており、各地で訴訟を行うことも十分可能な状況になっています。

また、各地で訴訟を行うことで、訴訟を軸に、各地での原告団活動等をさらに活発化させ、マスコミ報道等を通じ、恒久対策等の我々の要望を実現するための世論喚起にもつながるのではないかと考えています。

そこで、北陸弁護団では、まずは、富山地裁で提訴を行なうべく、現在、鋭意、準備を進めており、出来るだけ早い時期に富山地裁での訴訟を開始したいと考えています。

富山地裁での訴訟を機に、さらに、各地の弁護団・原告団の連携を深め、原告団活動のさらなる活発化につなげたいと考えておりますので、何とぞ、よろしくお願ひいたします。



和解原告意見陳述書より（一部抜粋）

福井県女性

私は、母子二次感染で、一人息子をB型肝炎による肝細胞癌でなくしました。この悲しみをどうぶつければいいのか。只々29歳の若さで夢半ばにして先立った息子に謝りたいです。

今、この意見陳述書を書きながら、病院をほとんど出ず家に帰ってくることができなかつた息子のこと、闘病の日々を夫婦で励まし合つたことが昨日のように思い出され涙が溢れます。

平成9年12月、息子は突然の吐血により緊急入院、私たち夫婦に主治医から告げられたのは、余命3カ月ほどという過酷な言葉でした。B型肝炎が原因で、肝硬変から肝細胞癌になっていました。本人への告知は絶対に避けて、必ず治る癌だからと治療に立ち向かう息子を、手の尽くせる限り支え、奇跡を願いました。

16カ月に及ぶ闘病生活を経て、平成11年3月26日正午過ぎ、黒に近い緑色のゼリー状の液を吐き、息子は息を引き取りました。辛く長い闘いを終えた息子の顔は、白く優しく安心しきつた様子で、一生忘れられません。

息子の場合、入院中は個室を余儀なくされました。月の病院代は一番多いときで約56万円かかりました。また、私が経営していた店は、看護のため閉店せざるを得ませんでしたが、後を継いでくれると言ってくれていた息子のため、家賃は店を閉めたまま支払いました。

実はこのころ、主人の会社が経営不振により、給料やボーナスがカットされ、主人は、早朝から新聞配達のアルバイトをしながら、病院に立ち寄り、息子を励まし、必死で働いていました。

早くに両親を亡くした主人と母子家庭である私には、金銭的に余裕のある親戚もなく、友人や知人を訪ね歩き、お金の工面のために、夫婦二人で土下座してお願いした日々は忘れられません。

今なお、全国ではB型肝炎で苦しんでいる方がたくさんいらっしゃると思いますが、金銭面の辛さが少しでも和らげられるように、また一日も早く国との和解と援助が受けられるように心よりお願い申しあげます。



全国恒久対策班会議 IN 大阪(H27.11.15)に参加してみて

石川県Tさん 30代男性

まず、驚いたのが会場の空気というか、雰囲気です。正直なところ、自分にはあまり縁が無い場所、こういう会場には行く機会は無いと思っていたのもあるのでしょうか、想像していたのが、もっとやんわりとした交流会の延長みたいな会議を考えていました。

B型肝炎という病気を背負いながら、色々な方達に出会い、話をする。というのも実はあまり乗り気はしませんでした。病院の先生からの話を聞いても内容が難しく、周りの人達に聞くのも抵抗があるので、病気について知りたくても知り得ないのが現状でした。

ですので、同じ境遇の人達が集まって、活動についての報告とか、現在のさまざまな状態報告を聞くことに関しても、イマイチピンとこなかったのです。



しかし、実際に会場に入って席に着くと、会場いっぱいに原告（仲間）が真剣に聞き入って、どれほど努力して今日に至ったのか。また、今後どう進んで、よりよく自分たちの未来を、不安を解消していくか。という内容でとても充実した内容でした。正直、難しい話が多かったのですが、その向う先、これまでの道はしっかりと伝わりました。その活動は、原告の一人一人の不安を解消して、未来へ地道に向かっているだと感じました。

今回、集団提訴という事に思い切って踏み込んだので、一度は参加してみようと、軽い気持ちで参加しましたが、自分の気持ちや考え方を大きく変えさせてくれた一日でした。今では2か月に一度開催される会議にも参加するような状態です。

肝炎初回精密検査・定期検査費用等の助成のご案内

北陸の各県では、肝炎の重症化予防、早期治療に繋げることを目的として、B型肝炎ウイルス患者等の初回精密検査・定期検査の費用の助成を行っています。

○ 初回精密検査費用助成

過去1年以内に県・市町村等が行うウイルス性肝炎検査で陽性と判定された方を対象に、初めて医療機関で受ける精密検査の費用が助成されます。

○ 定期検査費用助成

また、対象者は住民税非課税世帯に属する方に限りますが、慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者で、核酸アナログ製剤治療に対する医療費助成を受けていない方（肝炎治療受給者証をお持ちの方）は、初診料、再診料、ウイルス疾患指導料及び検査に関連する費用等が助成されます。

○ その他の検査費用助成

なお、キャリアの方は、基本合意（特措法）に基づき和解された場合には、基本合意（特措法）に基づき検査費用が助成されます。また、拡散アナログ製剤治療に対する医療費助成を受けている方（肝炎治療受給者証をお持ちの方）は、当該助成制度により検査費用の助成がされます。

◎肝炎初回精密検査・定期検査費用助成の詳細については、各県の担当課、健康センター・厚生センター又は保健所等にお問い合わせください。

4月から肝機能障害の身体障害者認定基準が緩和されます

肝機能障害によって1級または2級（自治体により3級も含まれる場合あり）の身体障害認定がなされると、身体障害者手帳の交付を受け、自治体による医療費助成等有益な福祉サービスを受ける対象となります。

そのため、身体障害認定がなされることは治療に対する負担を減らすための有効な方法の一つです。しかし、これまでの身体障害認定基準では、極めて重症な肝機能障害でなければ身体障害認定が受けられませんでした。

このような認定基準に対しては、肝機能障害によって身体障害認定を受けられる人が極めて少なくなり、基準が厳格すぎるという批判が噴出していました。

そのため、原告団・弁護団では、身体障害認定基準の緩和に向けて請願署名活動を行うなどして国に働きかけ、厚生労働省において実施された検討会においても意見を提出するなど精力的に活動してきました。

その結果、2016年4月より、中等度の重症患者の方であっても、一定の方には身体障害認定がなされるよう、認定基準が緩和される見込みとなりました。

当原告団・弁護団では、今後も、一致団結して、医療費助成の対象を拡大するなど全てのウイルス性肝疾患患者の皆様が安心して治療を行える環境を作るための運動を行なっていく所存です。

なお、身体障害者手帳の交付により受けができる福祉サービスの内容は、市町村によって異なりますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



北陸弁護団では、北陸弁護団ホームページを開設し、隨時、北陸原告団・弁護団の活動状況や北陸訴訟の状況等について情報提供を行っています。また、このホームページには、提訴をお考えの方のために、メール相談窓口が設置されています。
ぜひ、「B型肝炎 北陸」で検索して、ホームページをご覧下さい！<http://bkan-hokuriku.info/>
また、北陸原告団では、原告専用メーリングリストを開設して、原告同士の情報交換や北陸弁護団からの情報提供等に利用しています。メーリングリストへの登録をご希望の原告の方は、担当弁護士までお問い合わせください。



今後の主なスケジュール

【裁判期日】

日 時：次回 2月22日(月)午後1時半～
次々回 4月18日(月)午後3時～
場 所：金沢地方裁判所 202号法廷
2月22日の裁判期日後、4月18日の裁判期日前に報告・交流会を開催いたします

【その他予定】

4月3日(日) 恒久対策班会議@新潟



原告団交流会のご案内

以下のとおり、各県で原告団交流会を開催します。ぜひご参加下さい！

(詳細は別途ご案内いたします。)

【富山県】

日時：平成28年3月26日 時間：午後2時30分～
場所：富山県民共生センター（サンフォルテ）303号室（富山市湊入船町6-7）
内容（予定）：医療講演会（富山大学病院・高原医師）、原告交流会等

【石川県】

日時：平成28年3月12日 時間：午後1時～
場所：労済会館第3研修室（金沢市西念1-12-22）
内容（予定）：医療講演会（金沢大学病院・島上医師）、原告交流会等
※午前中同じ場所で原告団世話人会を開催しています。傍聴、大歓迎です！

【福井県】

日時：平成28年4月24日 時間：未定
場所：未定 内容：企画中(患者講義ビデオ視聴等を検討中)



【北陸原告団川上代表より】世話人さん大募集！

現在、北陸三県に数名の世話人さんがいらっしゃいます。しかし、実際に活動をして頂けている方は仕事をされたり、病状が重い方です。多くの世話人さんで分担をして、活動を行いたいと思っておりますが、人数が足りません。是非、多くの方に活動にご協力を頂きたいと願っております。

現在の役員・世話人さんは、出来る範囲で負担を分かち合いながら、全国各地の活動や会議に出席して頂いています。活動等をしていく中で、弁護士さんともより親交が深まり、ますます原告団・弁護団の団結力が高まっています。

役員・世話人会議は約2か月に1回。和気あいあいとやっていますので、ぜひ、一度、会議の様子をのぞきに来て下さい。大歓迎です。皆様のお力をお借りして、北陸の活動を活発にしたいです！【北陸原告団代表川上ゆきえ】

*興味のある方はメーリングリストまたは担当弁護士までご連絡をお願い致します。尚、活動については、交通費全額支給、活動慰労金も支給させて頂きます。

■B型肝炎訴訟の提訴者数・和解者数

(2016(平成28年1月15現在)

【全国】提訴者数 18,656人 (被害者数 17,120人)

和解者数 13,716人 (被害者数 12,425人)

【北陸】提訴者数 454名 (被害者数 402名)

和解者数 340名 (被害者数 297名)